

中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所(台湾)

April 2020

vol. 296

■今月のトピックス

台湾でのドローンを活用した物流サービスの
発展状況とビジネス機会

■日本企業から見た台湾

～台湾上組、分銅直樹董事長インタビュー～
国際複合一貫輸送で台湾の物流を支える上組

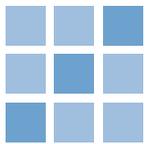
■台湾進出ガイド

再生可能エネルギー発展条例

■台湾マクロ経済指標

■インフォメーション

【今月のトピックス】



台湾でのドローンを活用した物流サービスの 発展状況とビジネス機会

地域格差の拡大や地方の労働人口低下、高齢化の進行に伴い、台湾でもドローン物流サービスの必要性が高まりつつある。中央政府は政策によりドローン科学技術産業チームを設立し、革新的ビジネスモデルの形成促進のほか、ドローン管理規制を段階的に修正し、潜在需要が想定される各種分野でのドローン物流サービスの実証試験を実施している。中華郵政や民間の物流業者等の台湾の物流業において、現状はまだドローンサービスが活用される段階には至っていないものの、関連法規制の整備と共にドローン関連ビジネスが立ち上がってくることが想定される。日本では台湾に先駆けて商用ドローン物流の実用例が出てきており、その経験を活かして今後発展する台湾での関連ビジネスへの参入機会が見込めるのではないだろうか。

ドローン産業発展の世界的趨勢

ドローンの応用分野は非常に幅広く、従来の主な用途は空撮・巡回・測量や農作業補助等だったが、技術が進歩したことや人口の高齢化、地域格差拡大などのニーズ拡大にあわせて、物流サービス用途がより注目されるようになってきている。野村総合研究所の日本における調査では、日本のドローン応用分野の市場規模のうち、物流サービス分野は2020年以降に大きく拡大し、2024年までのCAGR(年平均成長率)は60%、市場規模は202億円になると予測している。先進各国でも政府機関・郵便局・物流業者やEC業者が過疎地域のラストワンマイル物流配送や、災害発生時の緊急医療救援物資搬送、都心エリアでのEC商用ドローン配送サービスを含むドローン物流の各種実験を近年積極的に実施している。

関連法規が未整備かつビジネスモデルが確立されていないなかで、大多数の国では制限つきで特定の応用分野でのみドローン物流試験運行が許可されている状況である。各国が推進するドローン物流サービスは、通常以下の二種類の運営方法による。一つはドローン業者がソフト・ハードの開発サービスを受託し、トータルソリューションを提供する形式で、米国UPSのFlight Forward・Wingや日本の楽天が採用している。もう一つは中国のSFエクスプレス(順豊)や韓国の郵政事業本部等大手

物流サービス提供者であり、自らドローンハードウェア製造とプラットフォーム運営に投資し、既存の陸路から空路への物流経路切り替えを積極的に行っているものである。

ドローン関連法規の発展は各国の状況により異なり、現在大多数の国のドローン関連法はすべてドローン機体が操作者の認証制度に関するもののみとなっている。一方米国と中国では法律でドローン物流サービスに認証制度を導入している。米国連邦航空規定Part 135の認証規格ではドローンは一般民間航空機とみなされ、最も厳格な基準が適用されている。中国では、産業発展促進のため申請手続きが簡略化されている。日本ではまだ認証制度はないものの、小規模商用飛行には許可書の取得が必要である。

図1. 各国ドローン物流サービスのビジネス形態

| 主要業者の発展状況 | UPS Flight Forward | Wing | 京東 | SF エクスプレス | 楽天 | 日本郵便 | 韓国郵政 | 不明 |
|------------|--------------------|----------|--------|-----------|----------|----------|--------|----------|
| 運営方式 | 開発運営共に委託 | 開発運営共に委託 | 独自開発運営 | 独自開発運営 | 開発運営共に委託 | 開発運営共に委託 | 独自開発運営 | 不明 |
| サービス分野 | 医療・EC | 医療・EC | 地方物流 | 地方物流 | 都市部EC | 地方物流 | 地方物流 | 不明 |
| 実証試験状況 | PeS | PeS | PeS | PeS | PeS | PeS | PoC | 単体試験/PoC |
| 商用サービス法規状況 | 認証制度 | 認証制度 | 操作許可 | 操作許可 | 操作許可 | 操作許可 | 操作許可 | 操作許可 |

今月のトピックス

台湾のドローンに関する政策と法規動向

台湾の法律は、ドローンの利用範囲の広がりに合わせて、管理方式を明確にするため、米国・EUや日本等の立法経緯や国際民航組織の規定を参考として、「民用航空法」に「遙控無人機專章（遠隔操作ドローン專門章）」を追加する改正案が提出され、今年の3月31日から正式に施行されている。ドローンの活動区域は飛行高度で区分され、高度400フィート以下は地方政府による管理、400フィート以上・飛行禁止区域・空港周囲は民航局による管理となる。この他、貨物投下・噴霧作業・群衆の上空飛行・日没後の夜間飛行・視野外飛行・二台以上のドローン同時操作等の特殊操作の場合も、民航局に申請・認可取得後に実施可能となる。現在各地方政府は域内の禁止飛行区域および飛行許可範囲の草案を民航局に提出し、民航局ではそれをまとめた資料を公告として掲載しているが、現時点の地方政府の提出内容では飛行禁止範囲が広すぎるため、ドローン愛好家やドローン業者は飛行許可範囲の修正を求めて各地方政府と協議している。また、同法の規定範囲はドローン機材・人員管理・操作規制・活動区域及び関連の罰則に限定されており、米国や中国のようなドローン物流サービスに関連した認証制度による試験飛行などに触れられていないため、産官共同の試験飛行計画を通じ飛行データ取得や管理経験を蓄積することで、関連法規制定に向けた共通認識の醸成を目指している。

台湾では、ドローン業者は存在するものの、物流サービスを主力に据える業者はいない。そこで、ドローン物流の潜在需要を確認し、必要なソフト・ハードの技術やサービス内容を評価する目的で、交通部は2018年からドローン物流試験を主導し、手始めに台南市左鎮区でドローン物流サービスの単体試験を実施した。さらに2019年には各省庁や中華郵政と協力し、災害発生後に交通が寸断された状況を想定した郵便物の配送を行った。具体的には山間部のへき地への医療物資配送で、衛生福利部疾病管制署と協力してPoC実証実験を実施した。さらにコンビニエンスストアのハイ・ライフ、物流企業のmurmur logistic(慢慢物流)と協力し、へき地の交通不便な地区への民生物資運送のラストワンマイルサービスのシミュレーションを実施した。これらシミュレーションによって、視野外のドローン4G通信飛行やドローンによるコールドチェーン物流、遠隔操作・自動昇降及び正確な位置指定といった技術要求の確認を行うことができた。

交通部は2019年12月に前述の実証実験成果と国内需要をとりまとめた《交通科技産業政策白書》を提示し、ドローン科学

技術産業に対し短期・中期・長期ロードマップを発表した。内容は、經濟部・科技部等中央部会や国内のドローン産業界で構成されるUチームと協力し、また米国で実施されているドローン統合試験プログラム(Integrated Pilot Program, IPP)を参考モデルとして、ドローン物流サービスの商用認証制度の制定前に試験計画を通じて産官の協力体制を確立し、飛行データや管理実績を蓄積することで法規制定におけるコンセンサス形成を目指すものである。ドローンの物流運送応用に関しては、短期(2020年~2025年)にはIPP、中期(2025年~2030年)では実証実験および災害地区への物資輸送試験、長期(2030年以降)では都市物流運送への発展を通じて、空中物流実践の目標以外に実証実験エリアや国内のサプライチェーンやバリューチェーンを整備し、世界的な大手企業の台湾誘致につなげる考えである。

図2. 交通部《交通科技産業政策白書》ドローン発展ロードマップ

| 発展項目 | 短期 (2020-2025) | 中期 (2025-2030) | 長期 (2030-) |
|-------------|---|---|-------------------|
| 物流運送 | | 実証実験 | 都市物流 |
| 防災救援 | | 防災インフラモニタリング・災害空撮・災害地区物流 | |
| 交通資料収集 | ドローン統合試験プログラム (Integrated Pilot Program, IPP) | 実証実験 | 交通資料収集サービス |
| インフラモニタリング | | 実証実験 | インフラモニタリングサービス |
| 旅客搬送 | | 技術研究開発/実証実験 | 空中タクシー |
| イノベーション応用競技 | | ドローン応用コンテスト | |
| 国際プロモーション | | スマートシティ展・ITS World Congress-CES | |
| 研究開発実証試験基地 | | 国家ドローン研究開発実証試験センター設立 | 産業クラスター形成 |
| 大企業との協力 | 早期研究計画 | 世界的大手企業誘致 | |
| Uチーム設置 | 国内産業界の産官産学 部会横断型産官産学協力体制創設 | 産学協力/重点技術研究開発 | ソフトウェア及び応用サービスの輸出 |
| 法規及び政策指導 | | 2020年3月民航法(ドローン)專門章施行、民間UTM管理専章等に 今後の応用サービス導入に合わせた法規制定の目標を掲げる | |
| 教育 | 早期研究計画 | 航空管理専攻・交通運輸専攻の大学専門学校やドローン技術研究開発や 管理カリキュラムを導入し、専門人材・技術者を養成 | |

台湾ドローン物流サービス発展機会と課題

台湾より早期に地方高齢化と労働者不足の課題に取り組んできた日本では、ドローン物流発展計画をSociety 5.0の重要目標のひとつとして積極的に推進している。国家戦略特区計画を通じ関連の実証実験を進めており、日本郵便や楽天等の民間物流業者は既に試験サービスを展開しており、地方の買物弱者問題を解決し、都市部のサービス展開にもつなげていく計画である。

台湾のドローン物流産業はまさに立ち上がりつつある状況である。文化や地理等の自然条件、地域住民のドローン認知度向上、費用対効果の評価等、日本をはじめとする海外での発展を参考に、台湾に適用可能な内容を分析し法律整備を進めることで、産業発展がよりいっそう加速することとなるだろう。

(陳禹濤:y26-chen@nri.co.jp)

国際複合一貫輸送で台湾の物流を支える上組

台湾上組は1988年の台湾進出から30年以上にわたり、港湾物流分野においてインフラ関連のプロジェクト案件を中心とした台湾でのキャッチャー役として台湾のインフラ発展に貢献してきた。最近では、コンシューマー向けのEC物流の取扱いも拡大しており、国際複合一貫輸送で台湾現地の店舗まで物を届けている。今回は台湾上組の事業内容や今後の展望について、分銅董事長を訪ねお話を伺った。



台湾上組 分銅董事長

－台湾上組の紹介

日本の上組は、1868年1月に開港した神戸港とほぼ同時期の1867年に神戸にて創業しています。今も本店は神戸にあり、先の2017年には創業150年を迎えました。資本金は約300億円、19年3月末で連結4200人強の社員がいます。日本での事業としては、港湾物流会社のリーディングカンパニーとして、日本国内6大港でのシェアはトップとなっています。事業本部や支社を合わせると国内に約40の拠点があります。海外では12か国30カ所の拠点を持ち、国際物流ネットワークを形成するグローバルカンパニーを標榜しています。まだ海外の社員の比率は多くないため、これからも増やしていきたいと考えています。

台湾上組としては1988年に台湾に進出しており、2020年で33年目になります。台湾進出当初は日本でも得意としていたインフラ関係の重量物をメインに、台湾でのキャッチャー役を担っていました。日本から運んできたものを台湾の現地のサイトまで運び、据え付けるというもので、多くはプロジェクト型の案件です。最近では、それに加えてコンシューマーを相手とする食品や化粧品などのEC物流の案件が伸びてきています。プロジェクト型の案件は依然として重要であることは今も変わらないのですが5年10年と続くものではないため、売上に占めるプロジェクト型の比重が大きくなりすぎると、社員の安定雇用の面で会社運

営が難しくなるということがありました。私は台湾に来る前は上海におり、そこで培ったベースカテゴリーを確保する取り組みを台湾に導入することが目的の一つで、その成果がコンシューマー向けのEC物流の案件となっています。

－台湾での事業について

前の赴任先であった上海は台湾に来てから思い返すと、日系企業として入り込む余地が大きい環境だったと思います。日系企業の強みとして、トレーサビリティがすぐれている点や現地に日本人がいなくて設計がわからないといった点があり、また、上海の現地ローカル企業に任せると当初見積りから結果が大きく変わってしまうといったこともありました。一方、台湾系のローカル物流企業は見積り変更といったリスクが低く、人材面でも能力が高く日本語も英語もできるスタッフがそろっており、日系企業を起用する理由は何かという点で非常に難しい場所であるということを感じました。

そういった状況の中、台湾に来た当初は何を強みにするかということを考える必要がありました。結果として台湾の拠点がノンセットであるということが今の強みとなっています。こちらから倉庫を指定する必要がないため、お客様のニーズに合わせた形で物流のスキーム構築ができます。特に最近伸ばしているEC

日本企業から見た台湾

物流では、食品や化粧品などが多いため、個別商品に合わせた温度・湿度管理が必要で自社倉庫を使うとなるとその対応への設備投資などを行う必要がでてきます。パートナーの倉庫を活用することでスピード感を持った対応ができることが武器となっています。これは良いパートナー企業に恵まれているために実現できているという背景がもちろんあります。パートナーがフレキシブルに動いてくれ、倉庫で仕分け・梱包・宛名貼りまでしてくれています。私が台湾に来た当時はいろんなパートナーに作業をお願いしていました。それをある程度集約し、協力してくれるパートナーを絞っていったことで、一つ当たりのパートナーへの発注を増やすことができ、コスト面でのメリットも生むことができています。パートナーを絞ることはリスクでもあるのですが、台湾企業は創業者社長の同族経営の企業も多く、信頼関係をうまく築きながら進めていけるのではないかと考えています。

—台湾での今後の事業について

これまでも説明してきたように台湾の事業は2本の柱があります。1つ目はインフラ関係のプロジェクトで、エネルギー関係や鉄道インフラ関係などのニーズは今後も続いていくため、これらの運送は引き続き狙っていきたいと思っています。そのために事前のサーベイなどが重要となりますので、日本側との連携を密に取りながら進めていきたいと思っています。2つ目は、コンシューマー相手のビジネスです。台湾で市場が伸びており、入る余地も大きい市場だと思っています。自動車に関してはこれまでもやってきており、健康食品や化粧品などのEC物流を広げたいと思います。これらは我々が得意としている船で大量に運ぶ需要の大きな分野です。この分野で安定的なビジネスのベースを築いていくことが先決だと考えています。EC物流を増やすために、日本側での協業を考えたり、お客様と密接なつながりを作れるようなビジネスモデルを考えたりすることが重要だと感じています。さらにEC物流で面白いのは台湾のスキームを海外、特に東南アジアなどへ展開できることです。市場としても、これからECチャネルはなくてはならない存在になると思います。

この2つのビジネスは面白みという点でも大きく違って、これまで得意としてきたインフラ関連のプロジェクトでは、比較的

大きな建造物の部品を運んでおり、出来上がったインフラを見て社会貢献をしていることを感じられる点が面白みの一つでした。一方EC物流では、店舗やお客様といった顔が見えるところに商品を届けるため、身近に感じられる楽しみもあるということがわかってきました。

—ありがとうございました

台湾上組股份有限公司の基本データ

| | |
|------|------------|
| 会社名 | 台湾上組股份有限公司 |
| 代表 | 分銅 直樹 董事長 |
| 設立 | 1988年 |
| 資本金 | 750万台湾ドル |
| 事業内容 | 儲配／運輸物流業 |

注) 2020年4月の情報による
出所) 公開資料及びヒアリングよりNRI整理



再生可能エネルギー発展条例

台湾における再生可能エネルギーの活用発展を狙って 2019 年 5 月 1 日に改正・公布された再生可能エネルギー発展条例のうち、重要な改正ポイントを下記の表にまとめた。在台湾の電力需要企業に影響が大きいと想定される第 12 条では、契約容量が一定以上の大口需要家に対して、再生可能エネルギー発電設備や蓄電設備の設置、もしくは一定の再生可能エネルギーや証書の購入が求められるものとなっている。

2020 年 2 月 26 日に經濟部は具体的な内容の草案を公開しており、大口需要家の定義は電力使用契約 5000kW 以上という基準が設定されている。想定される対象は 300 企業程度となるとみられている。草案に対しては 2020 年 4 月 1 日まで意見公募が行われており、その結果を踏まえた公告が行われる見込みである。

図：再生エネルギー発展条例の修正ポイント

| 改定条文と項目 | 【第 9 条】 再エネ取引市場 | 【第 12 条】 公的機関と大口需要家の義務 | 【第 4 条】 措置の簡素化と オングリッドルール | 【第 7, 11, 13 条】 技術奨励 | 【第 9, 11 条】 国民参画 |
|---------|--|--|--|---|--|
| 規制対象 | ・再エネ発電事業者 | ・政府機関、国営企業 ・大口需要家 | ・小型、自家用 再エネ発電者 | ・再エネ技術 研究開発者 | ・先住民地区発電と 蓄エネ設備 ・コーポレート、 コミュニティの発電所 |
| 改定内容 | <p>FIT 制度</p> <p>↑</p> <p>自由に切り替え</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接需要家に供給 ・託送で需要家に供給、 小売業者に販売 ・自家利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府機関： 新設・増設・改築時に、条件の当てはまるものは再エネ発電設備を優先的に設置することが必要 ・大口需要家： 再エネ使用義務の達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備が 2000kW 未満の場合個別又は共同で変電所・電源線・電力相互ネットの設置が必要 ・地方政府の認定権限により申請の簡素化 | <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ認証機関の成立 ・再エネ、蓄エネ関連技術研究開発の補助 ・再エネ発熱利用 (PV 発熱利用、バイオマス燃料等) | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の期間内に奨励を与える |

出所) 行政院資料より NRI 作成

台湾マクロ経済指標

| 年 月 別 | 国内総生産額 | | 製造業 生産年増率 (%) | 外国人投資 (千米ドル) | | 貿易動向 (億米ドル) | | | | 物価年増率(%) | | 為替レート | | | |
|-------|------------------|--------------|---------------------|-----------------|-----------|----------------|--------|---------|--------|----------|--------|-------|-----------|---------|---------|
| | 実質GDP (100万元) | 経済 成長率(%) | | 総金額 | 日本 | 輸出 | 年増率(%) | 輸入 | 年増率(%) | 貿易収支 | 年増率(%) | 卸売物価 | 消費者 物価 | NTD/USD | JPY/USD |
| 2016年 | 17,555,268 | 2.17 | 1.91 | 11,026,234 | 346,875 | 2,791.7 | -1.8 | 2,292.0 | -3.0 | 499.8 | 4.0 | -2.98 | 1.39 | 32.32 | 108.79 |
| 2017年 | 18,136,589 | 3.31 | 5.27 | 7,503,791 | 640,642 | 3,154.9 | 13.0 | 2,572.0 | 12.2 | 582.9 | 16.6 | 0.90 | 0.62 | 30.44 | 112.17 |
| 2018年 | 18,634,482 | 1.97 | 3.93 | 11,428,462 | 1,525,402 | 3,340.1 | 5.9 | 2,847.9 | 10.7 | 492.2 | -15.6 | 3.63 | 1.35 | 30.16 | 110.42 |
| 2019年 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | -1.35 | 340,429 | 64,424 | 271.2 | -0.5 | 262.2 | 6.8 | 8.9 | -66.9 | 0.26 | 0.18 | 30.83 | 108.92 |
| 2月 | | | -2.48 | 217,326 | 27,852 | 203.2 | -8.4 | 152.6 | -20.5 | 50.6 | 69.4 | 0.63 | 0.22 | 30.82 | 110.35 |
| 3月 | 4,519,676 | 1.84 | -10.24 | 466,174 | 44,796 | 284.5 | -4.5 | 253.6 | 6.3 | 30.9 | -48.0 | 1.19 | 0.56 | 30.86 | 111.21 |
| 4月 | | | 0.70 | 955,742 | 722,024 | 255.6 | -3.7 | 228.6 | 1.9 | 27.0 | -34.4 | 0.68 | 0.66 | 30.86 | 111.66 |
| 5月 | | | -2.56 | 1,040,760 | 33,292 | 275.5 | -4.8 | 230.8 | -5.8 | 44.7 | 0.7 | -0.39 | 0.93 | 31.25 | 109.85 |
| 6月 | 4,697,096 | 2.60 | -1.04 | 457,358 | 56,541 | 282.1 | 0.4 | 243.9 | 6.4 | 38.2 | -26.9 | -2.01 | 0.85 | 31.34 | 108.06 |
| 7月 | | | 4.13 | 468,534 | 22,025 | 281.0 | -0.4 | 244.9 | -5.6 | 36.1 | 58.4 | -3.57 | 0.38 | 31.09 | 108.24 |
| 8月 | | | 2.43 | 2,535,283 | 55,558 | 287.8 | 2.7 | 227.7 | -3.3 | 60.1 | 34.6 | -3.66 | 0.43 | 31.41 | 106.27 |
| 9月 | 4,874,252 | 3.03 | -0.47 | 1,359,514 | 153,322 | 280.9 | -4.7 | 249.6 | -0.6 | 31.3 | -28.1 | -4.80 | 0.42 | 31.14 | 107.48 |
| 10月 | | | -2.98 | 1,929,711 | 42,467 | 289.8 | -1.5 | 250.5 | -4.0 | 39.3 | 18.1 | -6.37 | 0.37 | 30.73 | 108.12 |
| 11月 | | | 2.11 | 399,635 | 40,584 | 285.7 | 3.2 | 242.8 | 5.7 | 42.8 | -9.0 | -5.08 | 0.58 | 30.48 | 108.79 |
| 12月 | 5,049,206 | 3.31 | 6.66 | 986,754 | 35,920 | 294.8 | 3.9 | 269.8 | 13.8 | 25.1 | -46.3 | -3.49 | 1.13 | 30.33 | 109.15 |
| 2020年 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | -1.93 | 997,226 | 28,051 | 250.5 | -7.6 | 216.1 | -17.6 | 34.4 | 284.6 | -3.31 | 1.86 | 30.05 | 109.28 |

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2020年台湾国際水ウィーク見本市 (Taiwan International Water Week 2020)

概要

対外貿易発展協会と經濟部水利署とが共同で開催する台湾国際水ソリューションの見本市で、今年で二回目の開催となる。昨年は112社が216のブースを出展し、44か国から4,409人のバイヤーが来場し、うち海外からは日本からのバイヤーが最も多かった。国内外の水資源や水処理産業をはじめとする、最新の水関連技術や商品を紹介する。期間中は「台湾国際循環経済展」「台湾創新技術博覧会」も同時開催される。

詳細は右記サイトまで：https://www.taiwanintlwaterweek.com/zh_TW/index.html

日時

■2020年9月24日(木)～9月26日(土)

出品物及び 展示テーマ

■再生水処理 ■輸送貯蔵および部品 ■グリーンインフラ建設 ■浄水器および飲料水 ■工程制御及び自動化の各テーマエリア展示

展示会場

■台北世界貿易センター第一展示ホール(台北市信義区信義路五段5号)

主催

■中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)

お問合せ及び 資料請求

■台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所
TEL: 03-3514-4700 FAX: 03-3514-4707 E-mail:tokyo@taitra.gr.jp
■中華民国対外貿易発展協会(TAITRA)
TEL: 886-2-2725-5200(高麗茹専員 内線2679、E-mail: tiww@taitra.org.tw)

■ジャパンデスク連絡窓口 (日本語どうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部 投資業務処

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当: 劉庭嘉 ext.213

野村総合研究所(台湾)

台北市敦化北路168号10F-F室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当: 伊豆陸 ext.132 / 莊雅喬 ext.150 / 諸橋洋子 ext.123 / 田中俊一 ext.135

野村総合研究所 コーポレート イノベーションコンサルティング部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランドキューブ

TEL: 080-5689-5783(直通)
担当: 杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所(台湾)宛にお願い致します。